神奈川県議会　令和２年第１回定例会　防災警察常任委員会

令和２年３月５日

西村委員

私からは、リベンジポルノへの対策についてお話を伺います。

インターネットや、スマートフォンが普及をしており、ＳＮＳ等を活用して画像をはじめとする様々な情報を拡散させることが可能となっています。このスマートフォン等の普及、ＳＮＳの活用はとても便利である一方で、例えば、今現在もトイレットペーパーがなくなるなどというデマが拡散をし、私のところにもたくさん問合せのお電話が来たりしました。

その中でも、交際中に撮影をした性的な画像をインターネット等で公表するいわゆるリベンジポルノは大変な問題となっているところですが、インターネット上に一たび流出してしまった画像は、完全に削除することはできませんし、被害者が長期にわたって受ける精神的苦痛は計り知れないものであろうと思います。

そこで、神奈川県警察におけるリベンジポルノへの対策について伺っていきます。

まず、いわゆるリベンジポルノとはどのような行為なのか確認をさせてください。

人身安全対策課長

リベンジポルノとは、交際中に撮影をしました被害者の性的画像等、いわゆる私事性的画像記録を撮影対象者の同意なくインターネット等を通じて公表するなどの行為をリベンジポルノと承知しています。

西村委員

画像であるということは、まず音声は対象にならないのだろうということが分かりますし、それから私事性的画像ということは、本人が第三者に見られることを認識した上で撮影をされた画像は含まれないのだろう、今話題となっているアダルトビデオの出演強要はこの罪には入ってこないということを想像するところですが、県警察における昨年のリベンジポルノの相談等の件数を伺います。

人身安全対策課長

令和元年中のリベンジポルノに関する相談等の件数については63件です。前年と比べて26件増えていますが、この５年間の件数を見てみますと、おおむね横ばいで推移をしています。

西村委員

それでは、県警察が受理したリベンジポルノの相談等では、被害者と加害者の関係性はどのようなものが多いのでしょうか。

人身安全対策課長

関係性としては、配偶者、交際相手、知人、友人等がありますが、相談の中でも特に多いのが元交際相手を含む交際相手が行為者となっているもので、全体の約８割を占めています。

西村委員
　これも私の私的な情感になりますが、先ほどちょうどＤＶとストーカーの質問をされていましたが、行使される暴力の場合はＤＶになるが、言わばこれも十二分にある意味恥辱を与える、ある種暴力なのだろうと思うのです。違った形になってリベンジポルノで取り締まっていかなければいけないと思いました。被害者の多くは女性が占められると思いますが、女性の被害者の事情聴取等に当たって配慮をされていることがあれば伺います。
人身安全対策課長
　被害者の事情聴取に当たりましては、この種の事案が性的プライバシーの侵害事犯ですので、事情聴取に当たる担当者の人選をはじめ、聴取の方法や回数、また時間や場所等については、被害者の心情を踏まえた対応ということについて特に配慮をしています。
　また、被害者がちゅうちょせずに被害の相談や届出を行いやすい環境づくり、雰囲気づくりにも努めています。
西村委員
　ぜひ女性警察官の活躍を心からお願いします。
　県警察における昨年度のリベンジポルノの検挙件数について伺います。
人身安全対策課長
　令和元年中の検挙件数については２件でして、前年と同数となっていますが、このリベンジポルノについては、性的画像の公表が被害者に重大かつ回復困難な被害を生じさせている事案ですので、被害者の要望を十分に踏まえながら厳正な捜査を行うように努めています。
　しかし、被害者の要望は主に当該性的画像を削除してほしいという場合が多く、相手方による画像の公表や、公表目的の提供といった法令に違反する行為がないため、事件化には至らないという事案も多いということが実情となっています。
西村委員
　今、罰則の公表罪と公表目的提供罪のことを御答弁いただいたわけですが、これはその名のとおり公表をしたらそういう罪になるのでしょうが、警察でもし取調べをしても、その加害者が元になるデータを消去してしまっていたということになるとなかなか検挙は難しいのだろう、法律としての壁もあるのかなと実感をしています。
　また、法的には訴えたくない、自分のことをまず守ってデータを削除してもらいたいという御相談が多いということは大変理解ができるところですが、二度とこういうことがないようにしっかりと検挙に持っていけるように、被害者の方にも御協力をいただける流れをつくっていただきたいと思います。
　県警察におけるリベンジポルノを事件化した好事例があれば伺います。
人身安全対策課長
　昨年中に検挙した事例を１件御紹介します。これは元交際相手である行為者によってＳＮＳ上に誹謗中傷する内容の書き込みと交際中に撮影された性的画像が投稿されたという被害者からの相談が発端となった事件です。
　相談を受理した警察署では、被害者の要望を踏まえて事件化を図るべく、警

察本部人身安全対策課員とともに速やかに所要の捜査を行い、行為者を私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反と、名誉毀損により通常逮捕しました。これに併せてストーカー規制法に基づく禁止命令を発出して、将来にわたる付きまとい行為等についての防止を図っています。また、ＳＮＳ上に投稿された性的画像については、事件捜査と並行して速やかに削除依頼を行い、被害の継続や拡大の防止を図ったというものです。

西村委員

各種法令の適用を視野に入れて頑張っていただけたようで、特にストーカー規制法を用いてということは、多分淫行勧誘罪といったところを想定されたのでしょうか。通常の私事性的画像記録提供等による被害の防止に関する法律だけではなかなか手ごわいというときには、いろいろなことを考えて動いていただいているということを今理解したところです。公表された画像の閲覧を防止するためにどのような取組を行っているのか伺います。

人身安全対策課長

リベンジポルノに係る相談を受理した際に、例えば、既に画像が拡散しつつある場合など、警察が迅速に削除依頼をすることが適当と認められる場合には、直ちにサイト管理者に対する削除依頼を行うなど、性的画像の流通や閲覧防止のための措置を講じています。

また、行為者による再発防止を図る観点から、事件の証拠物件を還付する際には、行為者の手元に当該性的画像が残らないように画像データを削除する措置等も講じています。

西村委員

ここでひとつお願いをしたいのですが、警察が削除依頼をプロバイダーに行って削除しているが、神奈川県警察のホームページを見ると、そのように少し読み取れないというところがあり、早急にプロバイダー等に削除依頼を行い、拡散防止を図りましょうと書いてあります。これを見ると被害者は自分が全部やらなければいけないと思われるのではないかと思います。もう少し呼びかけ的に、削除依頼をすることができます、すぐに御相談くださいという形にすれば、警察が行ってくれるのだと認識をしていただけるのではないかと思います。気持ちが動転されているときにあれもこれも自分でしなければいけないと思わせない記載にしてください。

さて、リベンジポルノの被害に遭わないための防止対策を行っているのでしょうか。

人身安全対策課長

県警察では、委員御指摘のとおり、県警ホームページにおいてリベンジポルノに関する法律の規定や被害防止対策などを掲載するとともに、警察への相談について呼びかけを行っています。

また、特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターが主催する研修をはじめ、県警察が行っている非行防止教室あるいは地域、職域を単位とする防犯教室など、あらゆる機会を通じまして性的画像等を巡る情勢、具体的な事例、さらには被害に遭わないために注意することなどを伝え、被害者にも加害者にもならないようにするための啓発活動を推進しています。

西村委員
　私もホームページ、その他拝見をしました。いろいろな方向から被害者を守ろうといろいろな窓口をオープンにしていただいていると理解をした上で、あまりにも多過ぎるのです。どこに連絡をしたらいいのだろうかと迷わないかなということが少し気になりました。ＤＶに関しては本当に前向きに専用の相談窓口を設置していただいています。一番いいことは、やはり女性が最初に電話を取ってくれて聞いてくれたという状況をつくってあげることなのではないでしょうか。警察としては、捜査をする過程でいろいろな課に分かれると思います。例えば、サイバーの課に行くのか、子供が入っていたらそちら側に行くのかなど、分かれるのかもしれないが、被害者からしたら女性という一くくりで考えたときに、女性がここに電話をしたら女性の相談員あるいは女性の警察官が第一声を聞いてくれる、そこから振り分けてくれるほうが分かりやすいのではないかと思います。今後検討ください。
　さて、今日も途中でいろいろな法令のことをあえて言わせていただきました。なかなかにこれは検挙が難しい犯罪なのだと思います。リベンジポルノに的確に対処するためには、警察署員の対処能力の向上が必要と考えますが、そのための取組は行っているのでしょうか。
人身安全対策課長
　担当する警察官が、リベンジポルノは被害者にとって重大かつ回復困難な被害であるという認識を持って、被害者の心情に寄り添いながら適切に対処することができるよう、警察本部主催の研修会あるいは講習会等を適宜開催しています。
　開催するに当たっては、各警察署から部門横断的に警察官を招致して、具体的な事例に応じた初動対応に関する検討、あるいは想定に基づいた実践的な訓練を行うなど、幅広い教養を実施しており、対処能力の向上を図っています。
西村委員
　それでは、県警察では、今後、リベンジポルノに対してどのように取り組んでいくのか伺います。
人身安全対策課長
　県警察では、リベンジポルノに係る事案に対しては、引き続き被害者の要望を踏まえつつ厳正な取締りを行い、併せてプロバイダー等の事業者とも連携を図り、公表された性的画像の流通や閲覧防止の措置を迅速に行っていきたいと考えています。
　また、被害の未然防止を図るべく、あらゆる機会を通じて各種啓発活動を推進していきたいと考えています。
西村委員
　要望を申し上げます。
　県警察は、しっかりとリベンジポルノに対して取り組んでいただいていると私は認識をしました。情報通信技術の発展に伴って今後もこの種の事案はますます増加をし、悪質化していくことが予想されます。
　また、本日はリベンジポルノという側面で質問をしましたが、これは年齢が変わると児童ポルノになります。それから先ほども言った、軽くだまされてし

まった、あるいは断れない雰囲気になって販売されたというアダルトビデオの出演強要ということにもなってくる可能性がある。また、ややこしいのがアダルトビデオの出演強要に関しては、まだ法律では取り締まられていないのです。明確なこれだけのための法律はなく、アダルトビデオへの強制的な出演等に係る相談等への適切な対応等について、各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進してもらいたいと 2016 年に通達が出ています。これは警察からすれば、それならばしっかり法律をつくってほしいと言いたくなる事案だと思うのです。こういった様々な被害者が置かれている立場によって、皆様方が捜査をしたり、検挙をしたりするときにとても難しい問題はたくさん出てくると思うのですが、被害者は同じくつらい思いをされていることを念頭に置いて各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進していただくとともに、関連部局、関連課で連携を取っていただいて、しっかりとこういう犯罪がなくなるように努めてください。

それから、もし警察から国に対しての要望等ができるのであれば、二次被害や、強要被害にふさわしい刑事罰がないということを実感していますので、こういうことも声を上げていっていただきたいと併せて要望し、これからの皆様の御活躍に期待をして、私の質問を終わります。

西村委員

私からは、今回も前回に引き続いて防災・減災の取組について伺います。

今回は、視点を変えて避難所のＷｉ－Ｆｉ環境の整備と被災地の復興のための人材確保という点について伺っていきます。

被災地の復興は重要な防災・減災のテーマですが、被災地の復興に関して、私は以前、被災地の復興支援の経験を生かした震災復興マニュアルの修正について、本会議の代表質問で取り上げたこともあります。被災地の復興支援の経験は、本県が被災した場合の重要な知識というか、ノウハウにつながっていく大変重要なことであると思いますので、このテーマを中心に伺っていきます。まず、一番最初は平成 28 年 12 月だったと思いますが、総務省が防災等に資するＷｉ－Ｆｉ環境の整備計画を公表して以来、更新が発表されており、一番新しいものでは令和２年２月、整備計画の改訂が公表をされています。そしてまた、その中では自治体の財政支援も打ち出しているわけなのですが、避難所や防災拠点へのＷｉ－Ｆｉ環境の整備を狙ったものであるわけなのですが、避難所などの防災拠点にＷｉ－Ｆｉなどのインターネット環境を整えることについてどのように受け止めているのか所見を伺います。

災害対策課長

過去の災害の教訓から、避難所に避難された方は、被害情報、ライフラインの復旧状況、また行政の情報などを入手されることを強く望んでいる状況にあります。

そうした中で、Ｗｉ－Ｆｉのメリットとして、ラジオや防災行政無線などの片方向の情報伝達手段と異なり、被災者のニーズに応じた情報収集が可能とな

ります。また、データの容量を気にすることなく利用できる点もＷｉ－Ｆｉの大きなメリットになると認識をしています。
　また、防災拠点においても、携帯電話などが回線のふくそうのために利用ができない場合でも情報収集が可能となったり、また、被災現場における写真データなどの大量なデータのやり取りなどがＷｉ－Ｆｉの環境下であれば支障がなく行えるので、災害対応においても大きなメリットと考えています。
西村委員
　近いところでは、台風第19号のときもどうやら、00000ＪＡＰＡＮが開放された。それから熊本地震でも大変御活用いただいたと伺っています。ところがこの国の計画の財政措置は、財政力指数などの条件があるので利用が難しいかもしれないと感じるのです。避難所の生活環境の向上にも関わるものであり、県としても何らかの取組が考えられないかと思うのですが、いかがでしょうか。
災害対策課長
　おととしのデータですが、総務省が平成30年12月に更新をしました防災等に資する
Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備計画によると、平成30年10月１日現在で本県の整備率は80.4％でして、全国で18番目でした。
　今後、国では設置率100％を目指して整備を続けていくという計画となっていますが、県においても、市町村地域防災力強化事業費補助金などの財政支援を通じまして、市町村の整備に向けた支援に取り組んでいきたいと考えています。
西村委員
　どうやら本県はどんどん整備率が上がっているようです。ところが整備移行数自体が少ないというか、低いので、これはなぜなのだろうと考えるわけです。多分民間の御協力なども得られるという利点もあるのかもしれません。ただこの辺りは市町村ともしっかり連携を取って情報環境を整えることは重要なことですので、取組を進めていただけますようにお願いします。
　次に、被災地の復興のための人材確保について伺います。
　まず、本県の被災地支援の状況から確認をしますが、本委員会に被災地への任期付職員の派遣の報告がありました。これについて何点か確認をさせてください。
　まず、報告資料によれば、任期付職員は七つの職種から派遣しているが、職種などは被災地の意向に合っている必要があると思うのですが、募集から派遣までの事務はどのように行われているのでしょうか。
災害対策課長
　採用に当たりましては、被災地のニーズを確認させていただく必要がありますので、毎年、翌年度に必要となる職種、また人員数について被災３県を通じて各県の市町村の要請を取りまとめています。それを基にして、派遣中の職員の継続などについても被災自治体と調整をし、新規に必要となる人員の数を整理します。それに基づきまして募集、選考を行い、被災地のニーズとの整合、調整をした上で採用、そして派遣としています。
西村委員
　既に６年にわたって募集事務を行ってくださっています。これまでの分野別

の充足状況、それから具体的には、募集人員に対する応募・採用の状況はどのようになっているのでしょうか。
災害対策課長
これまでの6年間で7回の募集を行いました。合計は658人で、これに対する応募が559人、採用が230人、充足率34.95%でした。分野別に見ますと、最も募集者数が多かった総合土木の募集者数ですと360人で、これに対する応募は261人、採用は134人、充足率でいきますと37.22%でした。
なお、充足率として最も高かったのは一般事務で、募集者数93名のところ、採用者数53名と充足率が56.99%という状況です。
西村委員
募集人員に応募人数が届かないと被災地復興に必要な人員が不足するということになると思うのですが、被災地の県や市町村はどのように対応されているのでしょうか。
災害対策課長
被災地の県や市町村の対応ですが、被災県、また復興庁が採用している任期付職員や、ほかの都道府県からの派遣職員などで補っていると聞いています。
西村委員
技術職の人材に少しでも応募してもらえるように工夫が必要だと思いますが、その点はいかがですか。
災害対策課長
募集に当たりまして、記者発表や県のたより、ホームページへの掲載、そして各県政総合センター、また広報資料の配架の機関に募集案内の配架をして周知を図っています。それに加えて新聞への募集広告の掲載、そして経済団体や公益社団法人日本技術士会への周知のお願い、復興庁などを通じた周知のお願いをしています。
西村委員
様々に周知をしたり、募集をかけたり努力をしていただいていますが、集まらないというのが実態のようですが、そうした中、総務省がこのほど技術職員の充実による市町村支援、中長期派遣体制の強化の方針を打ち出したと伺いました。この制度はどのような制度なのか、把握している範囲で結構です。教えてください。
総務危機管理室長
総務省が打ち出した制度ですが、背景としては、技術職員の大量採用世代の退職など、そういった状況の中で小規模な市町村を中心に土木職など、技術職職員の不足が深刻化し、行政運営の支障になることが懸念されているということもあります。
また、一方、大規模災害で被災した自治体では、復旧・復興事業に従事する技術職員のニーズが非常に高いのですが、充足していない状況があります。
総務省が打ち出したこの制度ですが、こうした状況を踏まえて、都道府県が新たな技術職員等を増員確保します。平時は市町村を支援し、大規模災害発生時には被災地を支援する中長期の派遣職員として確保していこうというものです。この人件費について国が交付手続を行うという形になっています。

西村委員
　地域、地方からも技術職が足りないという声は、たくさんいただいています。ただ平時も、それから万が一大きな災害が発災したとき、言わば所管の部局が変わってしまう、平時は県土整備局の職員として働いていて、いざというときにくらし安全防災局に来てもらうのかと思うわけですが、職員の採用や、市町村行政に絡む問題なので、庁内でも様々な意見が出てくると思うのです。任期付職員の派遣や被災地復興支援を担うくらし安全防災局としては、この制度をどのように受け止めているのでしょうか。
総務危機管理室長
　くらし安全防災局としては、東北の被災地への復興支援のための任期付職員の派遣を実施してきています。そこで、被災地で技術系の人材が不足している実態、また募集してもなかなか応募が追いつかない状況から、全国的にも人材が不足している状況を痛感しています。被災地の復旧・復興を担う立場から、財政措置を含めて応援職員を増やす制度の趣旨は歓迎する姿勢です。
　一方では、全国的に人材が欠乏している状況もあります。そうした中で制度の実効性の観点からは課題があると考えています。
西村委員
　どうぞ部局横断でしっかり連携を取っていただいて、優秀な技術職員をしっかりキャッチしていただけたらと思うところです。
　さて、被災地復興に取り組む側、応援する側など、立場によっても意見は様々だと思いますが、全国の都道府県の受け止め方はいかがなのでしょうか。把握している範囲でお答えください。
総務危機管理室長
　この総務省の新しい制度に関しては、令和２年２月に全国知事会の危機管理・防災特別委員会で協議を行っています。被災地の復興に向けて中長期の職員派遣を円滑に行うための体制整備については知事会としてこれまでも要望してきたところです。それに応えるものということで、全体としては制度の趣旨に歓迎するところが多いという状況です。
　会議で出された意見としては、制度の運用に当たって柔軟な対応を求めるということ、また既存の派遣制度もあります。知事会も独自の派遣制度を持っていますので、そうしたものとの整合が必要だという意見、人材が不足する中で通常業務を絞ってでも、復興業務に充てる必要があるのではないか、応援要請に当たって真に必要な人員を精査すべきだという意見も出されたところです。
　また、本県からは、先ほども申し上げました人員が欠乏する中で、人材の養成も併せて必要ではないかという御指摘もさせていただいています。
　一方で、まだ制度は打ち出されたばかりでして、課題の整理はこれからという状況も感じられるところです。全国知事会の危機管理・防災特別委員会として今後も検討していきたいと考えています。
西村委員
　私は、この総務省の新しい打ち出しを聞いたときに人材の奪い合いになると物すごく実感をしたところです。それをどう賢く有利に運んでいけるのかということも一つのポイントでしょうし、全国の被災地に派遣することを考えたら、

本県だけのことを考えて解決する問題ではないととても難しいと思いながら、せっかく打ち出していただいた方向性ですので、しっかりこれを活用できればと思います。被災地の復興を担う技術職員が充足することが望まれるところではあると思いますが、今後、被災地の復興や復興支援にどのように取り組んでいかれようとしているのでしょうか。

総務危機管理室長

総務省の打ち出した制度については、全国知事会を通じまして課題の整理、また必要に応じて運用改善に向けた国への要請なども、全国の自治体と連携して取り組んでいきたいと考えています。また、庁内関係局と歩調を合わせて対応していきたいと考えています。

東北の被災地への復興支援に関しては、任期付職員の派遣も７年目を迎えます。職員が意欲を持って復興事業に当たっており、派遣先の自治体からも評価をいただいています。また、派遣職員との意見交換などを通じて得られる復興事業を実体験しての意見は、非常に貴重な本県にとってはノウハウになっています。震災復興などに反映させています。

大規模災害からの復興には多くの専門的な知識や技術を持った職員が必要です。自治体ごとにニーズがあって本県の要請がある限りは応えていきたいと考えています。派遣職員が被災地の復興のためにその専門的知識や実務経験を生かして県職員としての自覚と高い意欲を持って働けるようにしっかりとフォローに努めるとともに、被災地の信頼をいただきながら技術職員の派遣に取り組んでいきたいと考えています。

西村委員

我が会派の本会議での一般質問でも終わりのない課題だと防災・減災について言及をしました。少しでも改善されるよう根気強く取り組んでいただくことが必要だと思います。今後、市町村とも連携を深め、また他部局とも連携を深めつつ、そしてまた、派遣職員の皆様の御活躍に心から敬意を表して、私の質問を終わりたいと思います。